

古 監 委 第 2 5 号
令和5年10月25日

古河市長 針谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 阿久津 和 弘

同 園 部 増 治

令和5年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和2年古河市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の対象

監査対象団体	補助金等の名称	令和4年度 補助金等交付額	所管課
古河地区交通安全協会	古河地区交通安全協会負担金	2,760,000 円	市民部 交通防犯課

4 監査の範囲

- (1) 令和4年度に市が納入した負担金に係る出納その他の事務
- (2) 令和4年度に執行された事業運営に係る出納その他事務

5 監査の実施期間

令和5年8月4日（金）から令和5年9月25日（月）まで

6 監査の着眼点

(1) 所管課関係（交通防犯課）

- ア 負担金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 負担金の納入目的及び負担金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 負担金の額の算定、納入方法、時期、手続等は適正か。
- エ 負担金の効果及び条件の履行の確認は、提出書類等によりなされているか。
- オ 負担金納入団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 対象団体関係（古河地区交通安全協会）

- ア 負担金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、負担金対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- エ 負担金に係る収支の会計経理は適正か。
- オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- カ 決算報告は適正に行われているか。

7 監査の実施内容

監査にあたっては、所管課及び対象団体から提出された資料に基づき、負担金納入に係る事務事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かについて、所管課職員及び団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び支出証書類の調査を実施した。

第2 監査の結果

対象団体の事務及び対象団体に関する所管課の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際にみられた事務処理上留意すべき事項のうち、重要性の乏しいものについては、口頭で改善・検討の要望を行った。

1 所管課関係（市民部 交通防犯課）

当該負担金の納入額は、平成18年度から2,760,000円となっている。しかし、金額の算定根拠及び納入の法的根拠が不明確である。他市の状況を確認しながら、協定書等を作成し、根拠を明らかにすることが必要ではないか。併せて、現状では取り決めの無い負担金の使途等について、明文化を検討しても良いのではないか。

また、毎年度定時委員会において決算監査が実施されるため、所管課による監督指導は行っていないとのことだが、負担金にかかる予算の執行状況について、納入団体と情報共有に努めていただきたい。

2 対象団体関係（古河地区交通安全協会）

当該団体は茨城県交通安全協会の支部であり、会計記録を本部に送付、本部が一括して会計処理・決算書を作成している。支部の会計経理事務は事務局長が一人で行っているが、

会計管理に係る根拠規定がないため、責任体制が不明確な状態である。今後、他職員への事務引き継ぎが予定されており、定時委員会等に諮り、規則等を定める必要があるのではないか。

また、古河市からの負担金については、県本部の通帳とは別に保管・使用されているが、現在、繰越金額が負担金額を上回る状態である。近年、新型コロナウイルスの影響で、事業が休止または一部制限されていたが、事業活動再開にあたっては、交通安全運動の推進に努め、古河市の交通秩序の確立に寄与されたい。